

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会評議員推薦規程

平成29年4月1日
規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第4項の規定に基づき、評議員の推薦について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、社会福祉法第109条に掲げる地域福祉の推進を図る団体として、笠間市内の社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者等を評議員として評議員選任・解任委員会に推薦することを目的とする。

(選出区分)

第3条 評議員は次の各号の区分により推薦する。

- (1) 社会福祉事業を営む団体からの代表者
- (2) ボランティア活動を行う団体からの代表者
- (3) 社会福祉事業について学識経験を有する者
- (4) 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体からの代表者
- (5) 議会議員
- (6) 行政関係者

(推薦書類)

第4条 評議員の推薦をするために、次の書類を作成する。

- (1) 候補者の経歴
- (2) 候補者を候補者として推薦した理由
- (3) 候補者と本会及び本会役員等との関係
- (4) 候補者の兼職状況
- (5) その他評議員候補者に関する情報

(推薦候補者の決定)

第5条 推薦候補者は、理事会の決定を受け評議員選任・解任委員会に推薦する。

(推薦候補者の不決定)

第6条 推薦候補者の内、不決定者が出た場合は、新しい推薦者を推薦する。

2 社会福祉法第40条に記載される欠格事由が確認された場合は、新しい推薦者を推薦する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推薦に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、定款変更の認可を受けた日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日付け選任の評議員から適用する。